

妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、下表の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
妊娠初期の異常	子宮外妊娠その他の日本国内の公的医療保険制度において療養の給付の支払対象となる症状に相当する妊娠に関する症状をいいます。ただし、妊娠満22週以後に発生したものを除きます。

第2条 (疾病治療費用特約の支払責任の変更)

当社は、疾病治療費用特約（*1）が付帯されている場合には、普通約款（*2）第1条（用語の定義）における「疾病」の定義および疾病治療費用特約第3条（保険金を支払わない場合—その1）（3）の表の②の規定にかかわらず、被保険者が、責任期間（*3）中に発生した妊娠初期の異常を直接の原因として責任期間中に治療を開始した場合に限り、その妊娠初期の異常を疾病とみなし、同特約の規定に従い疾病治療費用保険金を被保険者に支払います。

（*1）疾病治療費用補償特約をいいます。以下この特約において同様とします。

（*2）海外旅行保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

（*3）保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。以下この特約において同様とします。

第3条 (救護者費用等特約の支払責任の変更)

（1）当社は、救護者費用等特約（*1）が付帯されている場合には、普通約款第1条（用語の定義）における「疾病」の定義および救護者費用等特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の表の②イ.の規定にかかわらず、被保険者が、責任期間中に発生した妊娠初期の異常を直接の原因として継続して同条（1）の表の②イ.に定める日数以上入院した場合には、同特約の規定に従い救護者費用等保険金をその費用の負担者に支払います。

（2）（1）の規定は、家族旅行特約第9章救護者費用等補償特約が付帯される場合の取扱い第3条（救護者費用等補償特約の読み替え）①により救護者費用等特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の表の②が読み替えられた場合にも、同様に適用するものとします。

（*1）救護者費用等補償特約をいいます。以下この特約において同様とします。

第4条 (治療・救護費用特約の支払責任の変更)

（1）当社は、治療・救護費用特約（*1）が付帯されている場合には、普通約款第1条（用語の定義）における「疾病」の定義および治療・救護費用特約第4条（保険金を支払わない場合—その1）（3）の表の①の規定にかかわらず、被保険者が、責任期間中に発生した妊娠初期の異常を直接の原因として責任期間中に治療を開始した場合に限り、その妊娠初期の異常を疾病とみなし、同特約の規定に従い治療・救護費用保険金を被保険者に支払います。

（2）当社は、治療・救護費用特約が付帯されている場合には、普通約款第1条（用語の定義）における「疾病」の定義および治療・救護費用特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の表の③イ.の規定にかかわらず、被保険者が、責任期間中に発生した妊娠初期の異常を直接の原因として継続して同条（1）の表の③イ.に定める日数以上入院した場合には、同特約の規定に従い治療・救護費用保険金をその費用の負担者に支払います。

（3）（2）の規定は、家族旅行特約第10章治療・救護費用補償特約が付帯される場合の取扱い第3条（治療・救護費用補償特約の読み替え）①により治療・救護費用特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の表の③が読み替えられた場合にも、同様に適用するものとします。

（*1）治療・救護費用補償特約をいいます。以下この特約において同様とします。

第5条 (保険期間の延長に関する取扱い)

（1）当社は、この特約を保険期間が31日以内の契約に限り付帯するものとします。

（2）この特約が付帯されている保険契約の保険期間が延長された場合であっても、この特約の規定は、保険期間の初日からその日を含めて31日目の午後12時に効力を失うものとします。この場合において、普通約款第5条（保険責任の始期および終期）（3）および（4）に該当する場合には、同条（3）および（4）の規定に従い保険責任の終期は延長されるものとします。

（3）（2）にかかわらず、家族旅行特約が付帯されている場合において、被保険者が、責任期間中に発生した妊娠初期の異常を直接の原因として入院した場合には、家族旅行特約第14章基本条項第1条（保険責任期間の延長）（1）の表の②イ.の規定にかかわらず、同条の規定にしたがい、保険責任の終期は延長されるものとします。

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款に付帯された疾病治療費用特約、救護者費用等特約または治療・救護費用特約の規定を準用します。